

第8回 オートテスト2026 in いわき

特別規則書

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下 JAF と記載）の公認のもとに国際自動車連盟（以下 FIA と記載）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠した JAF 国内競技規則とその付則、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則書に従いクローズド競技として開催される。

第1条 競技会名称

第8回 オートテスト2026 in いわき

第2条 競技種目

オートテスト競技（スピード行事）

第3条 格式

クローズド競技（JAF 公認）

第4条 オーガナイザー

チーム根本 代表者 根本康宏

住所・連絡先 第七条に同じ

第5条 開催日

2026年5月24日（日）

第6条 開催場所

いわき市三崎公園 第8駐車場

福島県いわき市小名浜下神白字大作 111

第7条 大会事務局および申込場所

〒973-8402

福島県いわき市内郷御厩町下宿 35-1

TEL0246-26-3611

第8条 大会役員および競技役員

組織委員長 根本 康宏

審査委員長 三沢 朋之 審査委員 大平 敏則

競技長 根本 康宏

コース委員長 渡部 貴弘 技術委員長 根本 康史

計時委員長 岡谷 静 事務局長 根本 康宏

第9条 申込方法および参加料

1. 申込期間 2026年3月18日～5月20日
2. 参加申込先 第7条記載の大会事務局とする
3. 申込方法 JAFホームページから参加申込書をダウンロードし必要事項記入し
参加費用と一緒に郵送
4. 上記期限を経過後の申込は当日申込とし、当日出走可能な台数までとする
5. 参加料 事前参加申込者 ￥4500 (保険込)
JAF会員 ￥4000 (保険込)

第10条 参加資格

1. 有効期限内の四輪運転免許証所持者とする
2. 満20歳未満の運転競技者は参加申込に際し、親権者の同意書を提出する
3. 運転者の変更は不可とする
4. 助手席への同乗はシートベルトの着用可能の可否を確認し個別に許可するものとする

第11条 参加車両

保安基準に適合したナンバー付き車両とする

第12条 クラス区分 (登録番号の区分)

軽自動車クラス
5ナンバークラス
3ナンバークラス
ウィメンクラス

第13条 参加台数

50台とする

第14条 競技スケジュール

ゲートオープン	7:00
受付	8:15～8:45
慣熟歩行	8:45～9:30
ドライバーズブリーフィング	9:30～9:45
競技開始	10:00から ゼッケン順にスタート開始
走行	2回とする
表彰式	競技終了後

(上記スケジュールは当日変更する場合があります。ご了承ください)

第15条 計時

1. スタートラインからフィニッシュラインまでを計測する
2. 自動計測装置または手動式ストップウォッチを使用する

第16条 走行上のペナルティ

1. 反則スタートは5ポイントのペナルティとする
2. パイロンタッチはパイロン（含むポール）1個につき5ポイントのペナルティとする
3. コース内のバリアや壁への接触は10ポイントのペナルティとする
4. コースを誤った場合はフィニッシュラインを通過した時点でミスコースとし30ポイントのペナルティとする
5. 走行不能または遅延行為があった場合、コース外への退出を命じる
6. 今大会はサイドブレーキの使用は禁止します
7. 今大会はドリフトの走行は禁止します

第17条 順位決定

2回の走行を行いポイントの少ない方の走行ポイントにより順位を決定する
走行タイムは1秒1ポイントにて換算し、ペナルティポイントと合算する

第18条 賞典

6位までを入賞とする
(参加賞あり)

第19条 安全規定

1. 乗員は長袖、長ズボンを着用すること
2. 靴はかかとが固定された運転可能なものとし、ハイヒールおよびサンダルは不可とする
3. 運転者・同乗者ともに車両に適正に装着されたシートベルトを装着すること
4. 同乗者は1名までとし助手席に搭乗すること
5. 同乗者については1名とし年齢が6歳以上で身長が140cm以上のものとする
※同乗者が18歳未満の方は親権者の同意書の提出が必要とする

第20条 抗議

JAF国内競技規則書第12条に準ずる

第21条 競技会の延期または中止

JAF国内競技規則書3条7号に準ずる

第22条 損害の賠償

1. 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の損害および会場の施設、器物を破損させた場合の賠償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない
2. 参加者・競技運転者・ゲストはJAF及びオーガナイザー・大会役員・競技役員大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・観客・大会関係者の負傷、死亡、車輛損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする

第23条 その他

本規則書に記載されていない事項についてはJ A F国内競技規則書および付則に準ずる。記載なき場合は競技委員会により決定される

大会組織委員長